最終更新日：2015年5月29日
株式会社　ブリヂストン
代表取締役 CEO　兼　取締役会長　津谷正明
問合せ先：秘書室　03-6836-3050
証券コード：5108
http://www.bridgestone.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業理念に掲げた使命である「最高の品質で社会に貢献」を具現化するため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題のひとつと認識し、その強化に継続的に取り組んでおります。
当社は、「職務権限規程」によって定められた責任と権限、ならびに「方針管理規程」に従って、公正かつ透明な意思決定および経営方針の展開や伝達を行い、経営執行組織全体の行動を統治しております。
各事業での活動状況は、「取締役会」や「経営執行会議」などに定期的に報告されます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
公益財団法人石橋財団	76,693,430	9.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	37,630,300	4.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	37,363,000	4.60
石橋　寛	24,300,000	2.99
日本生命保険相互会社	18,041,341	2.22
株式会社三井住友銀行	18,000,000	2.21
株式会社永坂産業	16,325,170	2.01
野村證券株式会社	12,785,000	1.57
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	11,056,574	1.36
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	9,192,659	1.13

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部、福岡 既存市場
決算期	12 月
業種	ゴム製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特になし

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
橘・フクシマ・咲江	他の会社の出身者											
デイヴィス・スコット(Scott Trevor Davis)	学者											
翁　百合	他の会社の出身者								○			
鵜瀞　恵子	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橘・フクシマ・咲江	○	―――	橘・フクシマ・咲江氏はグローバルな視野をもつ人材に関する高い見識および国際的な企業経営に関する豊富な知識・経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断いたします。 また、当社は社外役員の独立性を確保するため、東京、名古屋、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性基準を定めております(「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです)。 橘・フクシマ・咲江氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。
			デイヴィス・スコット氏は社会学・国際経営学

デイヴィス・スコット(Scott Trevor Davis)	○	―――	に関する高い学術知識や国内外におけるCSRに関する豊富な見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。 また、当社は社外役員の独立性を確保するため、東京、名古屋、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性基準を定めております(「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです)。 デイヴィス・スコット氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。
翁　百合	○	翁百合氏は株式会社日本総合研究所の副理事長であります。 同社に対し、調査委託費用として2014年度に1百万円の支払い実績がありますが、当該委託調査に同氏は関与しておりません。	翁百合氏は金融システムおよび金融行政に関する豊富な研究経験を有しており、経済及び金融情勢に関する高い見識を有していることから、社外取締役として適任であると判断いたします。 また、当社は社外役員の独立性を確保するため、東京、名古屋、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性基準を定めております(「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです)。 翁百合氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。
鵜瀞　恵子	○	―――	鵜瀞恵子氏は公正取引委員会における豊富な行政経験と、競争法・政策に関する高い学術知識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。 また、当社は社外役員の独立性を確保するため、東京、名古屋、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性基準を定めております(「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです)。 鵜瀞恵子氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	0	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	0	4	0	0	社外取締役

補足説明

指名委員会は取締役の人事、報酬委員会は取締役の報酬、監査役報酬総額改定の場合はその総額について、審議し、
取締役会に答申することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

＜監査役と会計監査人の連携状況＞

1.連携状況：会合の開催（会計監査人監査報告書受領・報告、監査結果報告、子会社監査報告、監査計画報告等）による
　　監査内容の詳細な報告、会計監査立会い等。
2.会合の開催回数（2014年度）：12回、会計監査立会い：5箇所
3.会計監査人名称：有限責任監査法人トーマツ

＜監査役と内部監査部門の連携状況＞
1.連携状況：会合の開催（内部監査部門の監査体制、監査計画、監査報告、情報交換）等。
2.会合の開催回数（2014年度）：20回

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
増田　健一	弁護士													
渡邉　知子	その他													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増田　健一	○	―――	増田健一氏は国内外の法律事務所において弁護士としての実務経験を有し、会社法実務を法科大学院で教えるなどの専門性を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。 また、当社は社外役員の独立性を確保するため、東京、名古屋、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性基準を定めております（「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです）。 増田健一氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であると判断しております。
渡邉　知子	○	―――	渡邉知子氏は特許庁意匠審査官および弁理士として知財分野の実務経験を有し、知財戦略を専門職大学院で教えるなど、知財およびデザイン分野の専門性を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。 また、当社は社外役員の独立性を確保するため、東京、名古屋、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性基準を定めております（「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです）。 渡邉知子氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

社外役員独立性基準

株式会社ブリヂストン（以下「当社」という）は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」と総称する）が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。
当社は、当社における社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者（注1）
2. 当社の大株主（注2）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
（1）当社グループの主要な取引先（注3）
（2）当社グループの主要な借入先（注4）
（3）当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者（注6）
7. 社外役員の相互就任関係（注7）となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（注8）が上記1から7までのいずれか（4項及び5項を除き、重要な者（注9）に限る）に該当する者
9. 過去5年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人（本基準において「業務執行者」と総称する）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。なお、社外監査役においては、非業務執行取締役を含む。
注2：大株主とは、当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで5%以上を保有する株主をいう。大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。
注3：主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。なお、当社グループのタイヤ販売先である自動車メーカー並びにタイヤ原材料仕入先である合成ゴムメーカー及びスチールコードメーカーは取引金額にかかわらず主要な取引先とみなす。
注4：主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
注5：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
（1）当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）が、年間1千万円を超えるときを多額という。
（2）当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1千万円を超えるときは多額とみなす。
注6：当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。
当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。
注7：当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。
注9：重要な者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

以上

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、業績向上に向けた意欲や士気を高め、さらには長期的な業績向上を通じて株主重視の経営を実践するために、経営の執行に直接携わる者に対しストックオプションを付与しております。付与株式数は役割・責任の大きさにより異なりますが、2000年～2008年については、延べ637名（内、取締役延べ124名）に対し合計2,245,500株（同1,060,500株）の通常型ストックオプションを付与いたしました。また当社は、2009年の役員報酬制度見直しの一環として、それまでの通常型ストックオプションに代え、株式報酬型ストックオプションを付与することとしており、2015年5月1日時点までに、延べ292名（内、取締役延べ46名）に対し合計1,055,400株（同、331,900株）を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプションの行使状況については、以下の通りです。

＜通常型ストックオプション＞
2015年5月1日時点において、延べ377名（内、取締役延べ87名）、1,139,400株（同505,200株）
＜株式報酬型ストックオプション＞
2015年5月1日時点において、延べ15名(内、取締役延べ6名)、40,400株（同17,400株）

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2014年度における当社の取締役9名（うち、社外取締役5名）の報酬の総額は、以下の通りです。
イ. 月次報酬　255百万円（うち、社外取締役62百万円）
ロ. 賞与　127百万円（うち、社外取締役-百万円）
ハ. ストック・オプション105百万円（うち、社外取締役-百万）
2014年度における当社の監査役5名（うち、社外監査役3名）の報酬の総額は、以下の通りです。
月次報酬99百万円（うち、社外監査役36百万円）

連結報酬等の総額が1億円以上である者につきましては、事業報告、有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

イ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針
当社は、役員報酬を決定するにあたり、(1)優秀人材の確保と啓発、(2)競争力のある水準、(3)事業戦略遂行の動機付け、(4)株主価値増大への動機付け、の4点を「報酬の原則」とし、グローバルに事業を展開する国内の主要企業の報酬水準等を考慮のうえ、当社業績、事業規模等に見合った報酬額を設定しております。
a. 取締役の報酬は、固定性の強い報酬である月次報酬と、会社業績の達成度に連動した変動的報酬である取締役賞与、並びに、当社の中長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること及び株主の皆様との価値共有を進めることを目的とした変動的報酬である株式報酬型ストック・オプションで構成しております。
ただし、社外取締役の報酬は、日々の業務執行を担当しない立場で経営判断に参画することにより、中長期的な会社業績や企業価値向上に貢献するという役割に鑑み、固定的報酬である月次報酬のみとしております。
なお、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションは、当社役員の退任日の翌日から行使することができるものとしております。
b. 監査役の報酬は、取締役から独立した立場で取締役の職務執行を監査するという役割に鑑み、企業業績によって変動する報酬制度は採用せず、固定的報酬である月次報酬のみとしております。
なお、取締役退職慰労金は2009年3月をもって、監査役退職慰労金は2010年3月をもって、制度を廃止しております。
ロ. 役員の報酬等の決定方法
透明性かつ公平性の高い報酬制度とするため、報酬委員会(社外取締役のみを委員とし、オブザーバーとして監査役を含む)を設置し、当社と同様にグローバルに事業を展開する国内主要企業の報酬水準や動向、及び当社の経営環境、業績等を考慮のうえ、報酬の考え方、制度、金額等報酬事項全般について審議を行い、取締役報酬事項については、報酬委員会で決議された案を取締役会で審議し決定するプロセスとしております。監査役報酬事項については、監査役会で審議し決定するプロセスとしております。
また、報酬事項のうち具体的な報酬額については、以下のとおり、会社法上必要な承認手続を経て確定しております。
a. 取締役月次報酬額については、第83回（2002年3月28日）定時株主総会で決議された報酬額（取締役総員で月額3,500万円以内）の範囲内において取締役会の決議、監査役月次報酬額については、第91回（2010年3月30日）定時株主総会で決議された報酬額（監査役総員で月額1,200万円以内）の範囲内において監査役の協議により、それぞれ確定しております。
b. 取締役に対する変動的報酬である賞与、株式報酬型ストック・オプションについては、毎年、定時株主総会で決議された範囲内において取締役会の決議により、確定しております。
なお、上記a.の月次報酬の総額の改定を行う場合には、取締役月次報酬の総額については報酬委員会及び取締役会、監査役月次報酬の総額については監査役会、報酬委員会及び取締役会にて審議のうえ、株主総会での承認手続きを経て改定するプロセスとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては取締役会の議案について事前に詳細な説明を実施するなど充分な情報提供を行っております。社外監査役に対しても、取締役会の議案について事前に詳細の説明を実施するなど充分な情報提供を行っております。なお、当社は、監査役室を設置しており、2名の専任スタッフが社外監査役を含む監査役業務の支援を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社では、執行役員制を採用しており、経営と執行の役割分担を明確にし、取締役及び取締役会がより的確に業務執行の監督ができる体制にしております。2015年3月24日開催定時株主総会にて社外取締役4名（男性1名・女性3名）を含む7名（男性4名・女性3名）の取締役を選任しており、取締役会の監督機能をより一層強化しております。また、社外監査役2名（男性1名・女性1名）を含めた4名（男性3名・女性1名）の監査役による取締役の職務執行に対する監査を行っており、前記、取締役会による取締役の監督と合わせて、コーポレート・ガバナンスが機能する体制を整えております。
さらに、当社は、企業統治の透明性及び公平性をより高めるため、取締役会の諮問機関として、指名委員会、報酬委員会、ガバナンス委員会及びコンプライアンス委員会を設置しており、取締役の人事、取締役の報酬、監査役報酬総額改定の場合はその総額、ガバナンス体制及び関連事項に関する事項並びにコンプライアンス活動全般について各委員会の審議を経て取締役会に答申することとしております。これらの委員会は社外取締役4名を委員として構成し、オブザーバーとして監査役1名以上が参加することとしております。
なお、専任執行役員の人事及び報酬に関しては、執行部門の長である代表取締役CEO（以下CEO）及び代表取締役COO（以下COO）の諮問機関として設置している執行役員人事・報酬委員会における審議を経てCEO及びCOOに答申し、取締役会で審議・決定することとしております。この執行役員人事・報酬委員会の委員は取締役・執行役員・本部長の中からあらかじめ取締役会で選任する5名以上とし、オブザーバーとして監査役1名以上が参加することとしております。

当社は、執行部門の長としてCEO及びCOOを置く経営体制をとっており、経営全般と戦略を主としてCEOが、オペレーション全般を主としてCOOがそれぞれ統括しつつ、互いにチェックし合うこととしております。また、当社の取締役会長は、取締役会議長と株主総会議長の役割を担うこととしており、CEO及びCOOならびに取締役会長それぞれの役割と権限の分離・明確化や情報共有化の促進、意思決定プロセスでの透明性の向上を進めることにより、ガバナンス体制の一層の強化を図っております。
その執行部門の中において、当社ではグループ・グローバルの経営執行会議体と位置付けるGlobal Executive Committee（以下 Global EXCO）及び経営執行会議を設置して、社則に定める特定の事項及びその他重要な事項について審議及び報告を実施しております。
Global EXCO及び経営執行会議にはCEO及びCOOを含む主要な執行役員のほか、常勤監査役も参加することにより、執行状況の共有化及び監視機能を担保しております。
監査役監査については、監査役会で定めた監査方針のもと、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、取締役等からの職務執行状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧、事業所への往査等、取締役の職務執行の監査を行っております。また、代表取締役との意見交換会、国内主要グループ会社の監査役との連絡会を実施しております。2015年3月24日時点において、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役は1名おります。なお、監査役の職務を補助するスタッフ組織として、監査役室を設置しております。
内部監査については、経営監査担当役員のもと、経営監査室、および各事業部門・主要グループ会社におかれた内部監査担当部署が、会計並びに業務監査を実施しております。この内、経営監査室は年次監査計画を立案し、各機能・事業部門並びに内外グループ会社への往査等の監査を実施しております。2014年12月31日時点での、経営監査室人員は32名であります。また、会社法適用に基づく機関設計により機関変更を実施したグループ会社においても、内部統制体制の充実を確保すべく、経営監査室による監査や内部監査部門による監査を実施しております。
会計監査については、有限責任監査法人トーマツが監査役会と連携し、適正に監査を実施しております。なお、2014年12月期の会計監査業務を執行した公認会計士は、觀恒平氏、市川育義氏、會澤正志氏、土畠真嗣氏の4名であります。また、会計監査業務に関わる補助者は、公認会計士11名、日本公認会計士協会準会員3名、その他9名であります。
当社は、社外役員全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく当社定款第27条第2項及び第35条第2項の定めにより、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限定額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、執行役員制によって経営と執行の役割分担を明確にし、取締役及び取締役会による業務執行の監督をより的確に行うことで、監査役による取締役の職務執行に対する監査とあわせてコーポレート・ガバナンスが機能する体制としております。
さらに、社外取締役を複数名導入することで、より実効性の高いコーポレート・ガバナンスを実現できるものと考え、現在の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社の2014年度第96期の定時株主総会についての招集通知は、2015年3月2日に発送しております。 法定期日より1週間前の発送となっております。今後も早期発送出来るように努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は定時株主総会の開催にあたり、決算日程・招集手続き等の諸事情を勘案して開催日を決定しており、2014年度第96期の定時株主総会は2015年3月24日に開催いたしました。また、開かれた株主総会を目指して当社を正しく理解していただけるような運営に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、2003年度第85期の定時株主総会から、インターネットによる議決権行使ができるようにシステムを整備しました。また、2009年度第91期の定時株主総会から議決権電子行使プラットフォームに加入し、機関投資家向けの環境整備に努めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2009年度より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	海外の機関投資家向けに議決権行使促進サービス会社を通じ、英文の招集通知や決算短信などの会社情報を開示し、議決権行使の円滑化を図っております。
その他	当社ホームページへは招集通知のみならず決算短信、有価証券報告書、その他の会社情報等を含めて掲載し、投資家の皆様に有用な情報を開示しております。また、招集通知の電子化等サービスの多様化に取り組んでおります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	詳細については、下記ホームページをご参照ください。 http://www.bridgestone.co.jp/ir/disclosure/index.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、年度決算発表時には決算説明会、第1四半期、第3四半期決算発表時には電話会議による決算説明会、これらに加え年1回の中期経営計画説明会を開催しております。また、国内の機関投資家向けのIRミーティングを年2回開催し、経営環境や販売・投資戦略等の説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	米・欧・アジアの機関投資家を対象に、現地でIRミーティングを開催し、直近業績の状況とともに経営環境や販売・投資戦略等の説明を行っております。 また、証券会社主催のカンファレンス等へも積極的に参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家の皆様に当社への理解を深めていただけるよう、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、期報告書、アニュアルレポート、データブック、説明会資料（音声配信含む）、株主総会招集通知等のIR資料をホームページ上に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務担当執行役員（CFO）をIR担当執行役員とし、資金部内にIR専任部署を設置し、IR活動を推進しております。	
その他	当社への理解を深めていただけるよう、WEBを用いた情報提供にも注力しております。また、当社のIR情報をメールでお知らせするサービスも行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「CSRは経営そのもの、企業活動そのもの」という考え方のもと、CSR活動の推進を図っております。その際、軸がぶれないCSR活動を推進するため、“共通言語”としてCSR「22の課題」を設定し、その中においてステークホルダーの皆様の重要性を規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、企業理念に掲げた使命である「最高の品質で社会に貢献」を継承し、CSRを経営の最重要課題のひとつと捉えております。経済的・環境的・社会的側面からグループ全体で整合の取れた経営を強化すべく、CSR推進総合委員会を設置しており、特に環境保全活動に関しては、「環境宣言」を定め、その基本姿勢のもとに活動しております。毎年の活動状況については、社会的活動も含め、「CSRレポート」やホームページにてご報告しており、様々なステークホルダーとのコミュニケーションの充実を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	各種報告書やホームページなどを通じ、情報発信の充実を図ることで、社会に対する説明責任を果たすと共に、経営の透明性を高め、ステークホルダーの理解と信頼を得たいと考えております。
その他	≪多様性の尊重に関する取組みについて≫ 当社は2008年にダイバーシティ推進専任部署を設置しました。2009年には「多様性の尊重に関するブリヂストングループの考え方」を制定し、以下の取り組みを推進しております。2013年からは、女性管理職の登用目標を設定して管理職候補層の育成施策を開始する等、女性登用の実績を上げる活動に取り組んでおります。 【当社における従業員の男女構成】2014年12月末時点 男性　女性　女性比率 管理職　1,130人　14人　1.2% 従業員数　13,121人　1,127人　7.9% ＜女性従業員の活躍推進策＞ 当社は、総合職女性従業員を対象にしたキャリアデザイン研修の実施や、女性従業員のネットワークづくりのための支援、女性従業員を部下に持つ管理職対象のキャリアサポート研修を実施しております。また、女性従業員の更なる活躍と管理職登用を促進するために、女性管理職登用促進プログラムを導入し、中期的な視点で女性管理職候補層の育成を行っております。当社では女性管理職人数の目標値を2018年に2013年度比3.6倍と設定して取り組みを推進しております。 ＜多様な働き方を支援する制度＞ 当社では、育児・介護支援制度、在宅勤務制度、育児・介護・配偶者の転勤等を理由に退職した従業員の再入社や、配偶者が海外転勤した際に休職できる制度を導入しています。また、東京都内最大規模となる事業所内保育施設「ころころ保育園」の設置や社外保育施設との提携により、育児休職からの復職を支援しております。 上記のような施策、制度をサポートするために、講演会、Eラーニングを含む各種の研修、社内イントラネット等を通じて従業員のダイバーシティへの理解を深める取り組みを行っています。 これらの取り組みが評価され、2015年3月、当社は経済産業省と東京証券取引所が共同で女性の活躍推進に優れた企業を紹介する「なでしこ銘柄」に2年連続で選定されました。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、2006年5月、会社法第362条第5項に従い、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針を決議し、適宜これを改定しております。2015年度の方針については、2014年12月12日開催の取締役会にて決議致しましたが、2015年5月1日付の会社法一部改正に伴い、次の通り整備方針を改定することを決議致しました（なお、反社会的勢力排除に向けた基本方針及び整備状況につきましては、別途詳細を後述致します）。本方針は、今後も必要な都度改定するものとしております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社取締役会は、取締役会規程に則り経営基本方針の決定と取締役の職務執行の監督を行っている。取締役会における審議、報告を通じて取締役の職務執行を監督することで、その法令、定款適合性を確保する。

当社は、取締役、従業員が法令・定款遵守はもとより「最高の品質で社会に貢献」という使命とそれを果たすための心構えである「誠実協調」「進取独創」「現物現場」「熟慮断行」から成る企業理念に則った行動をすることを決意し、コンプライアンス体制の推進整備の姿勢と基本方針を定め、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの下、コンプライアンス専門部署を設け、従業員のヘルプラインであるコンプライアンス相談室運営、取締役及び従業員に対するコンプライアンス教育などをすすめている。さらに、コンプライアンス活動が企業の社会的責任（CSR）の一部であることを確認すると共にグループCEOが委員長を務めるCSR推進総合委員会の部会としてチーフ・コンプライアンス・オフィサーが部会長を務めるコンプライアンス部会を設置しており、CSRの一環としてコンプライアンス活動を積極的に推進する。更に、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しており、当社及び当社グループのコンプライアンス活動に対する監督機能の強化を図っている。

なお、金融商品取引法第24条の4の4「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」（いわゆるJ－SOX法）については、グループ・グローバルでの内部統制の有効性を安定的に担保する体制の確立に努めると共に、グループ全体の統制水準を更に向上させる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会議事録、経営執行会議議事録、決裁書など取締役の職務執行に係る情報は、遅滞なく文書化し、内容確認の上関連規程、要領に基づき秘密漏洩防止も含め適正に検索可能な状態で保存管理を行っており、これを継続する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、チーフ・リスク・オフィサーの下、リスク管理基本マニュアルに従い事故防止、災害予防の措置はもとより事業活動に伴うリスクの洗い出しを実施し、特に重大事故や災害が発生した場合を想定した事業継続計画の策定及び見直しを行っている。当社は、リスク管理が企業の社会的責任（CSR）の一つであることを確認すると共にグループCEOが委員長を務めるCSR推進総合委員会の部会である、チーフ・リスク・オフィサーが部会長を務めるリスク管理部会において、CSRの一環として当社及びグループ会社の事業活動に重大な影響を与えるリスクを包括的に管理する体制を強化していく。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、方針管理規程に則り当社方針を作成の上実施し、職務権限規程に基づき取締役の職務執行が効率的に行われる仕組みが確保されており、適宜見直しを実施する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループは、グローバルでの業務執行に関する最高位の会議体であるグローバル経営執行会議体を通じてグループ経営の方針を共有し事業を遂行している。
各グループ会社の事業運営、意思決定は、当該グローバル経営執行会議体において共有された方針を踏まえ、その独立性を尊重して、職務権限規程、各種要領、その他の社則等に則り、グループ会社の機関によって行われている。ただし、グループ会社における一定の重要事項については、グループ最適の観点から、親会社である当社が助言又は承認を行うことを当社職務権限規程において定めている。
また、当社は、グループ会社における上記1乃至4の体制について、その事業規模、事業特性及び地域性に応じたグループ会社による体制整備の推進を図り、各種経営執行会議体における情報共有を行うとともに、内部規定に基づく必要な報告を受けることにより、これらを担保することに努めている。
なお、当社及びグループ会社の経営を監査する経営監査室はその組織や活動内容を強化しており、継続して活動を充実させていくことにより、業務の適正を担保している。
これらの規程、体制及び活動に則し当社及びグループ会社における業務の適正を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務を補助するために監査役室を設置して他部署の使用人を兼務しない監査役の指揮命令に従う人員を配置しており、同室所属員の人事異動等に関しては監査役との事前協議を経て決定する。
また、当社は監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁する。その費用を担保すべく、毎年、一定額の予算を設ける。

7. 当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役からの質問、情報提供依頼に対し、グループ会社も含めた取締役、従業員が速やかに回答している。これを継続実施すると共に当社及びグループ会社に著しい損害が生じる可能性がある事実が判明した場合、取締役、従業員に重大な不正行為や法令定款違反行為があることが判明した場合、及びその他当社又はグループ会社に大きな影響を与える可能性のある事項を認識した場合には、監査役に速やかに報告する。また、取締役会議案、経営執行会議審議事項についての監査役に対する事前連絡及び経営執行会議審議結果についての報告を継続する。
また、当社は、監査役に報告したグループ会社も含めた取締役、従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。
更に監査役からの要請に基づき、その監査が実効的に行われる体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）基本的な考え方
当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは取引関係も含めて一切の関係を遮断すること並びに反社会的勢力及び団体による不当要求を断固拒否することを基本方針としております。
（2）整備状況

ア. 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
当社グループでは、本社総務部を不当要求防止グループ統括部署とし、当社主要事業所やグループ会社に不当要求防止総括責任者及び不当要求防止責任者を設置しております。
イ. 外部の専門機関との連携状況
警察及び外部の専門機関と平素より連携を深めつつ、外部機関による教育・研修等に積極的に参加し、反社会的勢力への対応に関する指導を受けております。
ウ. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
不当要求防止グループ統括部署や不当要求防止責任者は警察や外部の専門機関等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を収集するとともに、有用な情報は社内にて活用しております。
エ. 対応マニュアルの整備状況
反社会的勢力への対応を記載したマニュアルを作成し、不当要求防止責任者などの関係者に配布しています。
オ. 研修活動の実施状況
当社及びグループ会社の不当要求防止総括責任者などを対象に説明会を実施するなど、反社会的勢力に関する情報を共有しながら、反社会的勢力の不当要求による被害の未然防止に向けた活動を推進しています。
カ. 暴力団排除条項の導入状況
当社及びグループ会社は、当社及びグループ会社が締結する契約書等に暴力団排除条項及び契約締結後に当該取引先が反社会的勢力である又は反社会的勢力と関わりがあると判明した場合、契約を解除する規定を設けるとともに、既存の取引先に対しても、既存契約書へ当該条項の追記又は確認書の取得を推進しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

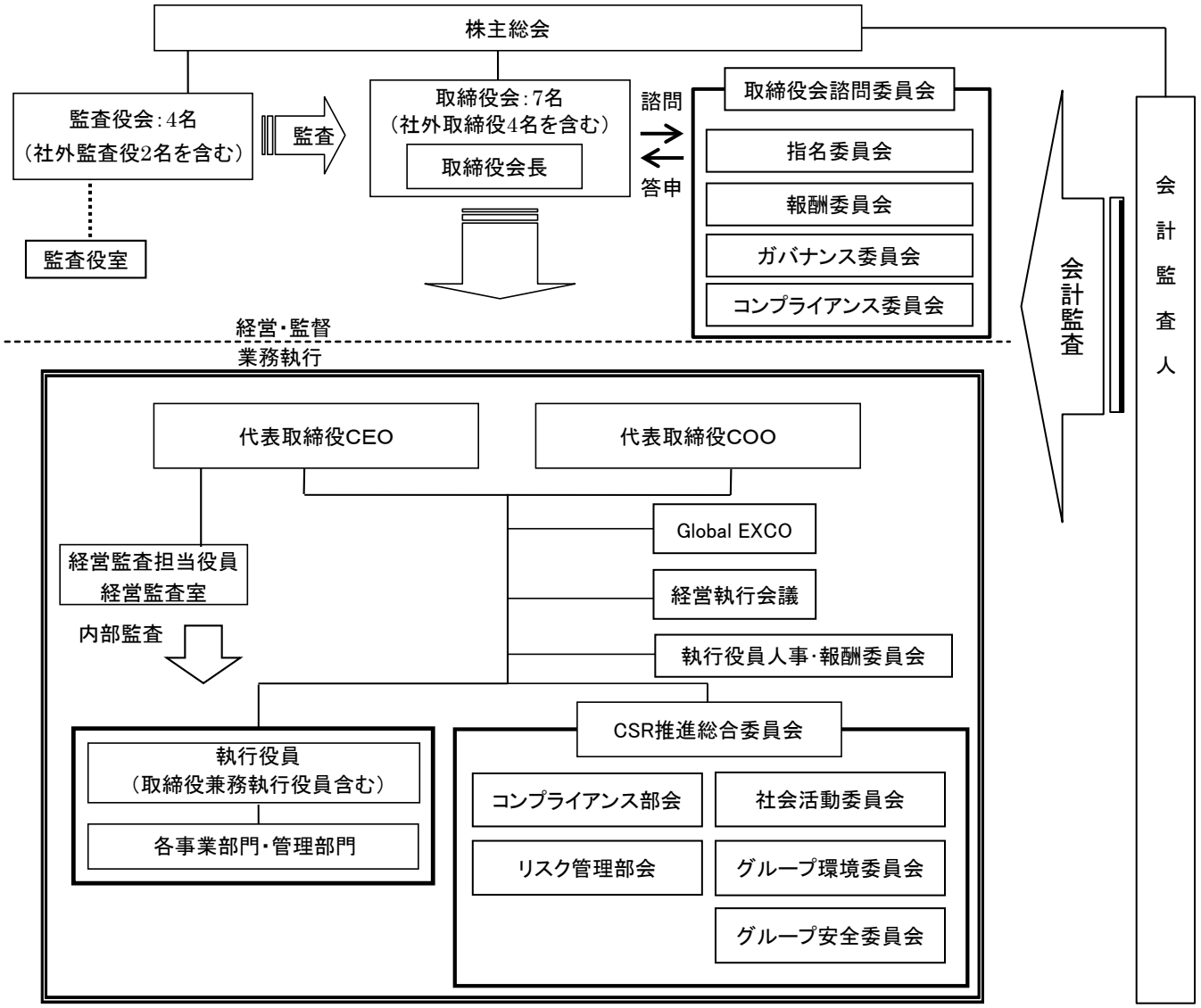
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特になし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――


株主総会
監査役会：4名
（社外監査役2名を含む）
監査
取締役会：7名
（社外取締役4名を含む）
取締役会長
諮問
答申
取締役会諮問委員会
指名委員会
報酬委員会
ガバナンス委員会
コンプライアンス委員会
監査役室
会計監査
会計監査人
経営・監督
業務執行
代表取締役CEO
代表取締役COO
Global EXCO
経営監査担当役員
経営監査室
経営執行会議
内部監査
執行役員人事・報酬委員会
CSR推進総合委員会
執行役員
（取締役兼務執行役員含む）
各事業部門・管理部門
コンプライアンス部会
社会活動委員会
リスク管理部会
グループ環境委員会
グループ安全委員会

【適時開示の概要】

１．社内体制の状況

当社は、社内各部門に対する適時開示規則の周知徹底を図るとともに、特に重要な会社情報が集中すると思われる部署間での情報連絡体制を構築し、適時適切な情報開示に努めております。

⑴決定事実・発生事実

① 当社及び当社連結子会社の会社情報のうち、適時開示が必要な「重要な会社情報」に該当する可能性のあるものについては、社内各部門より法務室、資金部（適時開示実施責任部署）、経営企画部（取締役会・経営執行会議事務局）、広報部（メディア向け広報責任部署）に通知。

② 法務室は、通知された会社情報が適時開示が必要な「重要な会社情報」に該当するか否かを内容から判断の上、判断結果を資金部に連絡。

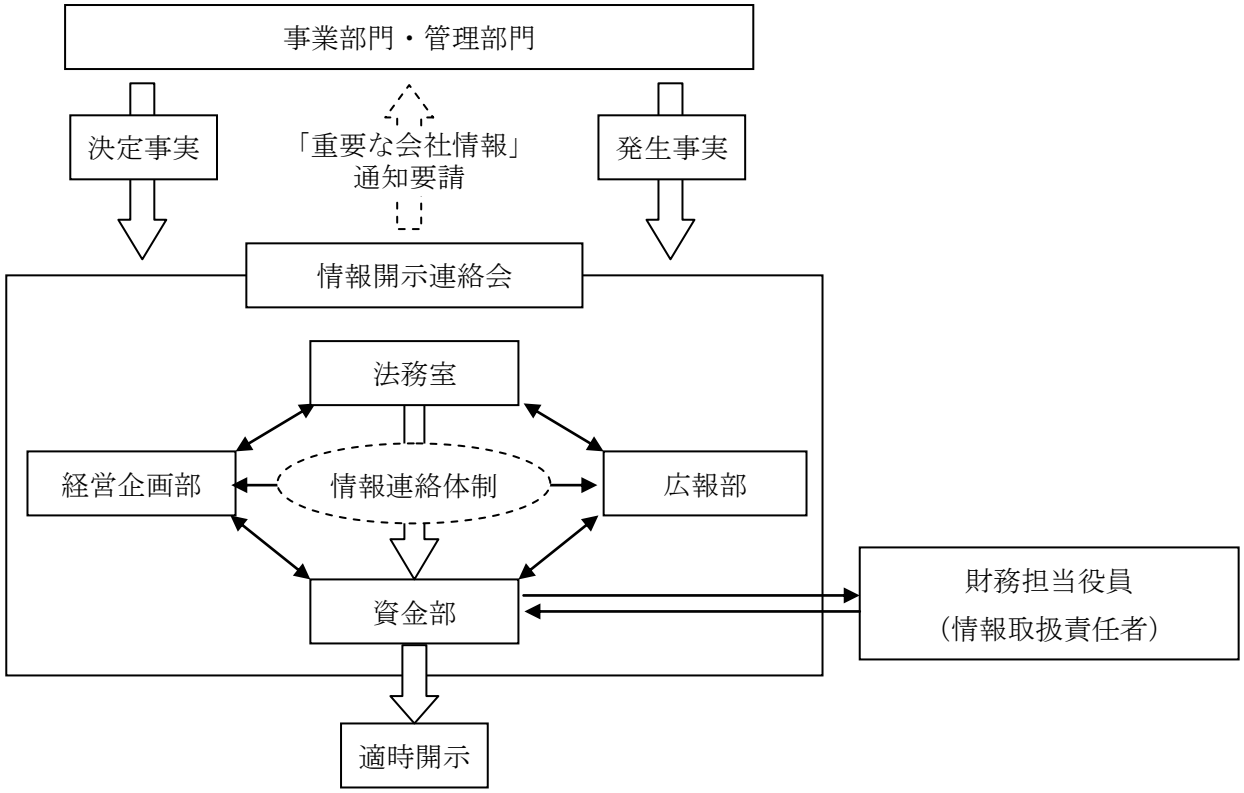
③ 資金部は、法務室から連絡のあった「重要な会社情報」に該当すると判断された会社情報について、財務担当役員（情報取扱責任者）の承認を得て適時開示を実施。

④ 法務室、資金部、経営企画部、広報部は、業務遂行の過程で間接的に「重要事実」に該当する可能性があると思われる会社情報を入手した場合、速やかに相互への連絡を行うとともに、当該情報の主管部署に対して「重要な会社情報」の通知を徹底するよう要請。

⑵決算情報

① 決算に関する情報については、取締役会にて確定次第、資金部が財務担当役員（情報取扱責任者）の承認を得て適時開示を実施。

【決定事実・発生事実の適時開示手続に係る業務フロー】



（注）本概要における部署名は、2015 年 3 月 24 日現在。